

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第2号

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第2号

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

亀山市学校給食費徴収規則（令和2年亀山市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給食費の額） 第8条 給食費の額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。 （1）小学校において学校給食の提供を受ける児童 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>4,800円</u> [イ 略] （2）小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>5,200円</u> [イ 略] [（3） 略] 2 転入等の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申	（給食費の額） 第8条 給食費の額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。 （1）小学校において学校給食の提供を受ける児童 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>4,400円</u> [イ 略] （2）小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>4,800円</u> [イ 略] [（3） 略] 2 転入等の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申

込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合 日額 290円

[イ 略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合 日額 310円

[イ 略]

[(3) 略]

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を提供しないとき

ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額

込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合 日額 270円

[イ 略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合 日額 290円

[イ 略]

[(3) 略]

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を提供しないとき

ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額

<u>110円</u> [イ 略] ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>120円</u> [エ及びオ 略] [(2) 略] [3及び4 略]	<u>105円</u> [イ 略] ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>110円</u> [エ及びオ 略] [(2) 略] [3及び4 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。